

## 京丹波町告示第7号

### 京丹波町建設事業等監視委員会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、本町が発注する建設工事及び建設工事関連業務（随意契約により実施するものを含む。以下「建設工事等」という。）について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を一層確保するとともに、事業執行の適正化を図るため、京丹波町建設事業等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本町が発注した建設工事等に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 本町が発注した建設工事等に関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名の理由及び経緯等についての審議を行うこと。
- (3) 別に定める京丹波町建設工事等苦情処理手続要綱に規定する再苦情処理を行うこと。
- (4) その他委員会の審議を必要とする事項の審査を行うこと。

#### (委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員3名以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

#### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 第2条第1号及び第2号に掲げる事務に係る会議は、原則として6箇月に1回以上開催する。
- 5 第2条第3号に掲げる事務に係る会議は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 6 会議は公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 7 会議の議事概要は、これを公表する。

(意見の具申)

- 第6条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した建設工事等に係る理由及び経緯に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、町長に対して意見を述べることができる。
- 2 委員会は、前項の意見を公表するものとする。

(再苦情処理)

- 第7条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、町長から審議依頼を受けたときは、その審査を行う。
- 2 委員会は、前項の審査を終えたときは、意見書を作成し、その結果を町長に報告するものとする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号から第4号までの事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、監理課が処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。